

# 妙高市ガス上下水道事業 官民連携手法導入業務 に係る民間サウンディング実施要領

## 1 実施概要

妙高市（以下「市」という。）は、令和元年度に実施した「ガス上下水道事業のあり方検討」の結果に基づき、ガス事業の民営化（事業譲渡）及び上下水道事業の包括的民間委託（以下「本事業」という。）を令和4年度から開始するための検討を進めています。

この度、本事業への参入意欲、具体的な事業条件及び各事業の採算性や想定される経費等について、民間事業者からの意見等をヒアリングするマーケットサウンディング調査（以下「本サウンディング」という。）を実施します。

本サウンディングでは、現時点での本事業に関する市の考え方を示した上で、民間事業者から具体的な意見等を頂き、事業者公募条件の検討に役立てることとします。

市は、本事業について、みずほ総合研究所株式会社に支援業務を委託しており、同法人が本サウンディング事務局となります。

## 2 対象事業の概要

### （1）事業目的

市は、ガス上下水道事業のあり方検討の結果、ガス事業は民営化（事業譲渡）が、上下水道事業は包括的民間委託が、今後のあり方として適しているとの結論に至り、さらに、民間事業者が株式会社を市内に設立し、当該事業者がこれらの事業を一体的に実施する方針を決定しました。

本事業は、あり方検討の結果を受け、ガス事業譲渡及び上下水道事業の包括的民間委託を一体的に実施するものです。本事業では、民間事業者の創意工夫や経験、ノウハウを活かした事業計画や施設計画に基づき、各事業の管理運営等を一体的に行うことにより、本事業に求められる役割・機能が最大限発揮され、質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務が遂行されることを期待し、実施するものです。

### （2）業務名称

妙高市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託

### （3）ガス事業譲渡の概要

#### ア 対象事業

譲渡する事業は、市が経営するガス事業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項第7号に定める事業で市が経営する事業。以下「市ガス事業」という。）の一切となります。市ガス事業は、ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業及び同条第5項に規定する一般ガス導管事業に該当します。

## イ 謙渡資産

謙渡資産は、令和4年3月31日現在の固定資産（土地、建物、導管、機械装置等）及び流動資産の一部（現金・預金は除く）です。

## ウ 事業謙渡の時期

令和4年4月1日0時

### (4) 上下水道事業包括的民間委託の業務概要

#### ア 対象事業

上下水道事業包括的民間委託（以下「本業務」という。）は、市ガス上下水道局で所管している次の3事業における維持管理業務、修繕業務、料金徴収業務です。

- (ア) 水道事業（水道事業、簡易水道事業及び小規模水道事業）
- (イ) 下水道事業（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）
- (ウ) 農業集落排水事業

#### イ 対象施設

本業務の対象となるのは、市が整備し管理する水道施設、下水道施設の全てとなります。

##### (ア) 水道施設

取水施設、浄水場、ポンプ場、配水池、管路など、全ての施設

##### (イ) 下水道施設

下水処理場、管路、マンホールポンプ場など、全ての施設

##### (ウ) 農業集落排水施設

処理場、管路、マンホールポンプ場など、全ての施設

## ウ 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の運転管理、保守点検業務を中心とした維持管理業務及び窓口・受付、検針、収納業務等の窓口関係業務・料金徴収業務です。

## 3 実施方法

本サウンディングでは、参加申込みされた民間事業者の方に、説明資料の提供を予定しています。参加の申込みは、「民間サウンディング参加申込書」、「ガス事業の実績」、「上下水道事業の実績」（様式1）と「ヒアリングへの参加希望及び参加予定者」（様式2）を事務局に提出してください。

また、「意見書」（説明資料提供時に様式を提示予定）の提出を必須としますが、ヒアリング予定日よりも前に提出することが難しい場合は、ヒアリング当日の提出を可とします。

#### 4 ヒアリング実施場所

東京都内もしくは妙高市内

※具体的な場所は、ヒアリング開催前に各参加事業者に通知いたします。

#### 5 参加対象者及び参加条件

参加対象者は、本事業に事業主体として関心と意欲を有する法人（反社会的団体は対象外）で、他地域におけるガス事業の運営実績、または水道事業・下水道事業について業務委託方式やPFI方式等により受託した実績を有し、意見書を提出していただける法人とします。

複数の法人で構成するグループでの参加を原則とし、窓口となる企業を決め、当該企業が申込みを行ってください。本サウンディングへの参加は1法人当たり1度のみとします。

また、グループが確定していない場合は、単独での参加申込みも可とします。

#### 6 意見等を募集する主な項目

- ・本事業への関心
- ・想定される参画方法
- ・事業条件に関する意見
- ・要求水準書に関する意見 等

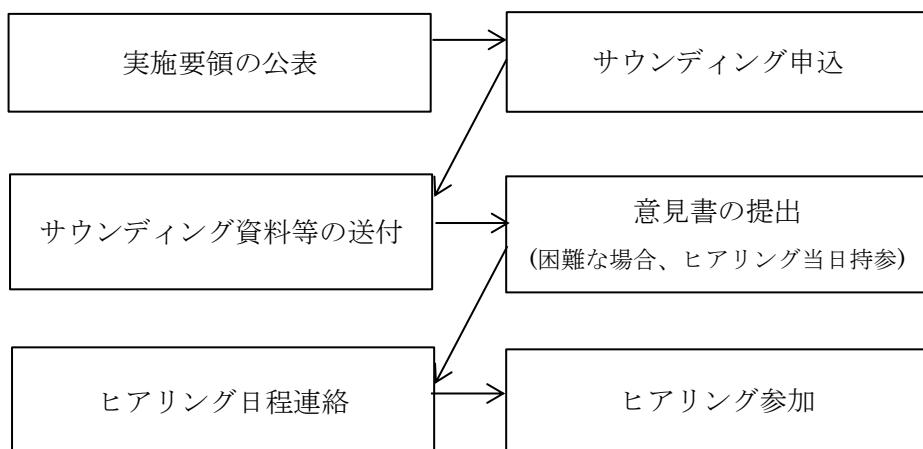
#### 7 スケジュール

日程	内容
令和2年7月20日（月）	実施要領の公表
令和2年7月21日（火）～令和2年8月14日（金）	サウンディング参加申込受付
令和2年8月下旬～	ヒアリング（対面）の実施

＜手続きの流れ＞

市・みずほ総研

事業者



## 8 参加の申込み

### (1) 提出物

民間サウンディング参加申込書（様式1）

ヒアリング参加希望及び参加予定者（様式2）

### (2) 提出先・提出方法

「11 提出・問合せ先（事務局）」記載の事務局宛てに、電子メールに添付して提出してください。

※電子メールの件名は、【民間サウンディング参加申込み（代表法人名）】とすること。

### (3) 提出期限

令和2年8月14日（金曜日）午後5時まで【必着】

## 9 民間サウンディングに関する資料

民間サウンディング参加申込書受領後に、本サウンディングの参加にあたって必要な資料を提供します。資料は電子メールによる提供を予定しています。

## 10 留意事項

- (1) 今回お示しする資料及び考え方については、現時点における市の考え方であり、今後予告なく変更する可能性があります。
- (2) 頂いた意見等は、本事業の事業者公募の条件を検討する際の参考とさせていただきます。また、本サウンディングにおける参加の有無及び意見等の内容は、事業者選定プロセスには一切無関係であり、本サウンディングでの意見等が法的拘束力を持つことはありません。
- (3) 本サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- (4) 必要に応じて、全部又は一部の参加者に対して追加ヒアリング（文書照会を含む。）を行うことがあります。
- (5) 本サウンディングは非公開で行いますが、実施結果については、概要をホームページや市が作成する資料等で公表する場合があります。なお、個別の企業名や意見等の詳細等は公表しないこととします。

## 11 提出・問合せ先（事務局）

妙高市ガス上下水道事業官民連携手法導入業務 民間サウンディング事務局

受託者：みずほ総合研究所株式会社 社会・公共アドバイザリー部（担当：公田、香川）

住所：〒100-0011 東京都千代田区内幸町一丁目2番1号

電話：03-3591-8714

FAX：03-3591-8777

E-mail：[masami.kagawa@mizuho-ri.co.jp](mailto:masami.kagawa@mizuho-ri.co.jp)

## 12 市担当者

妙高市ガス上下水道局 米持参事

住所：〒949-2235 新潟県妙高市大字関山1200番地1

電話：0255-72-3566（代表）

FAX：0255-82-3180

E-mail : kazuhito\_yonemochi@city.myoko.niigata.jp